

大和市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第11号

大和市建築基準条例の一部を改正する条例

大和市建築基準条例（平成12年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第110条第2号」を「第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロ」に改める。

第50条第1項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に改め、同条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に、「第108条の3第1項第2号」を「第108条の4第1項第2号」に改める。

第55条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第3条第2項の規定により、第8条の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、当該規定は適用しない。

別表第58号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第59号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。